

第3次平生町障がい者福祉基本計画

第7期平生町障がい福祉計画

第3期平生町障がい児福祉計画

令和6年度～令和11年度



令和6年3月
平生町

ごあいさつ



だれもが尊厳をもって守られ、
共に生きることができる地域社会をめざして

本町は、障がい者・障がい児の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが地域とのかかわりの中で、自分らしく暮らすことができるまちづくりを目指し、

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることができる地域社会の実現」

を基本理念とした、「平生町障がい者福祉基本計画（第2次）」を平成30年3月に策定し、障がい者福祉施策の充実に取り組んでまいりました。

この間、国においては、障害者文化芸術推進法、読書バリアフリー法、医療的ケア児支援法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等、様々な関係法が成立し、共生社会の実現に向けた施策が進められてきております。

これら国、県の動向や前計画の実績、障がい者等を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、本町の障がい福祉施策の基本的な方向性と今後の取組を定めた「第3次平生町障がい者福祉基本計画（令和6年度～令和11年度）」、国の求める成果目標、障がい福祉サービス・障がい児通所サービスの数値目標や見込量を定めた「第7期平生町障がい福祉計画・第3期平生町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき諸施策の推進を図り、健やかで安心して暮らせるまちづくりのため、尽力してまいり所存でございます。

また、本計画の推進に際しましては、町民の皆様、関係機関や関係団体の皆様と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました「平生町障がい者福祉基本計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

平生町長 浅本 邦裕

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
第2章 障がいのある人をめぐる現状	5
1 障がいのある人を取り巻く制度の動向	5
2 総人口・世帯数の動向	8
3 障がいのある人の状況	9
4 調査結果の概要	13
5 施策の現状と課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 計画の基本目標	20
3 計画の施策体系	22
第2部 第3次平生町障がい者福祉基本計画	23
第1章 障がい者施策	24
基本目標1 意思や希望が尊重される地域社会づくり	24
基本目標2 いきいきと暮らすための健康づくり	26
基本目標3 自分らしく暮らすための支援体制づくり	28
基本目標4 安心安全に暮らせるまちづくり	32
基本目標5 共に育ち共に学ぶ環境づくり	34
第3部 第7期平生町障がい福祉計画	37
第1章 令和8（2026）年度の数値目標	38
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	38
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	38
3 地域生活支援の充実	39
4 福祉施設から一般就労への移行等	40
5 発達障がいのある人等に対する支援	41
6 相談支援体制の充実・強化等	42
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	43

第2章 第7期計画の見込量	44
1 サービス見込量の推計方法	44
2 障害者総合支援法に基づくサービス体系	44
3 障害福祉サービスの実績及び見込量	45
4 地域生活支援事業	57
第4部 第3期平生町障がい児福祉計画	63
第1章 障がい児支援の提供体制の整備等	64
1 障がい児通所支援等の内容	65
2 障がい児通所支援等の実績及び見込量	66
資料編	69
1 平生町障がい者福祉基本計画策定委員会設置規則	70
2 平生町障がい者福祉基本計画策定委員会	72
3 用語の説明	73

「障害」と「障がい」の表記について

障がい者福祉の用語について、「害」という漢字表記が一般的に否定的なイメージにつながることから、本計画書では、法律用語、固有名称を除いて「障がい」という表記をしています。

第1部 総論

第3次平生町障がい者福祉基本計画
第7期平生町障がい福祉計画
第3期平生町障がい児福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平生町では、平成29年度に障がい者施策全般にわたる方向性を示した「第2次平生町障がい者福祉基本計画」を策定し、令和2年度には必要な福祉サービスを総合的かつ計画的に提供することを目的に、「第6期平生町障がい福祉計画」「第2期平生町障がい児福祉計画」の策定を行い、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの推進に努めてきました。

この間、国においては、平成30年に文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、「障害者文化芸術推進法」が施行されています。令和元年には視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「読書バリアフリー法」が施行されました。

また、令和3年には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。

本町では「第2次平生町障がい者福祉基本計画」「第6期平生町障がい福祉計画」「第2期平生町障がい児福祉計画」が計画期間を終了することを受け、これらの新たな制度や社会の動向、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、本町における障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第3次平生町障がい者福祉基本計画」及び「第7期平生町障がい福祉計画」並びに「第3期平生町障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置づけ

① 法的な位置づけ

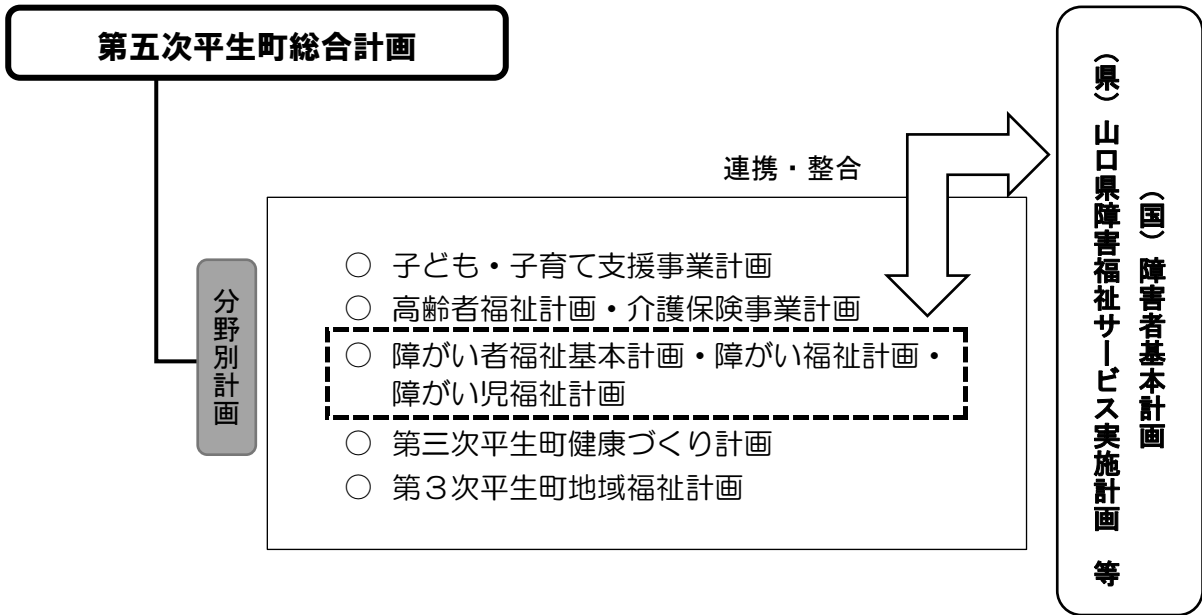
本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めたものです。本計画は、本町における障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの見込量、並びに見込量確保のための施策を定めます。

② 他の計画との関係

「第3次平生町障がい者福祉基本計画」は、「第五次平生町総合計画」と整合を図りつつ、障がい者施策を推進するための基本理念や基本的な方向を定めることにより、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

「第7期平生町障がい福祉計画」及び「第3期平生町障がい児福祉計画」は、障がい者施策を推進するための基本理念や基本的な方向を定める「第3次平生町障がい者福祉基本計画」に基づく具体的な実施計画と位置づけられ、「第五次平生町総合計画」をはじめとする他の計画とも整合を図りながら、障がい福祉に関する施策を定めるものです。

【他の計画との関係】



(3) 計画の期間

「第7期平生町障がい福祉計画」及び「第3期平生町障がい児福祉計画」に係る福祉施策は、それぞれ障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和6年度より運用していきます。

また、計画の期間は、「第3次平生町障がい者福祉基本計画」については、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期平生町障がい福祉計画」及び「第3期平生町障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、これらの計画は、将来における法制度の改正や社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて変更または見直しを行うものとします。

【各計画の期間】

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
平生町障がい者福祉基本計画	第3次					
平生町障がい福祉計画	第7期		第8期			
平生町障がい児福祉計画	第3期		第4期			

(4) 計画の対象者

「第3次平生町障がい者福祉基本計画」の対象者である“障がい者”とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とします。

また、「第7期平生町障がい福祉計画」及び「第3期平生町障がい児福祉計画」の対象者である“障がい者”及び“障がい児”とは、障害者総合支援法の規定によるものとします。ただし、具体的事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

(5) 計画策定の方法

本計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、町民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

① 障がいのある人の現状を把握するための調査の実施

障がいのある人のニーズや生活状況等を把握するため、町内に在住の障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象にアンケート調査を行いました。

【調査概要】

調査対象	令和5年9月1日現在、平生町に在住の障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 300人
調査期間	令和5年9月25日～令和5年10月6日まで
調査結果	回収数 146 件、回収率 48.7%

② 策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、住民、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者等の幅広い意見を反映するために、策定委員会を実施します。

③ パブリックコメントの実施

住民の皆様からのご意見を反映させた計画にするためにパブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人をめぐる現状

1 障がいのある人を取り巻く制度の動向

(1) 障害者基本法の改正

障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての人々が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、障害者基本法が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障がい者”の定義が、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいに加え、発達障がいやその他の心身の機能の障がいへ拡大されるとともに、日常生活または社会生活において障がい者が受ける制限(社会的な障壁)を取り除くための配慮を求めています。

(2) 障害者総合支援法の改正

障害者自立支援法から障害者総合支援法へ名称が変更され、新たに難病の患者が支援の対象に加えられました。地域社会における共生の実現に向けて、基本的人権を享有する個人として尊厳をもって日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることが規定されています。

平成28年5月には障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする、障害者総合支援法等一部改正法案が成立しており、令和4年12月には共同生活援助入居者の一人暮らしへの移行支援を進めることや障がいのある人の就労支援として、新たに就労選択支援が創設されることなどが盛り込まれた障害者総合支援法等の改正が成立しています。

(3) 発達障害者支援法の改正

平成17年4月の発達障害者支援法の施行から約15年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、発達障害者支援法の一部を改正する法律が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。

今般の法改正では、発達障がいがある人への支援をより一層充実させるため、目的、規定及び定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障がいのある人への支援のための施策について、発達障がいのある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障がいのある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

(4) 障害者虐待防止法の施行

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(放置・怠慢)の行為全てを指します。

また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

(5) 障害者雇用促進法の改正

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)は障がい者の職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じて障がい者の職業の安定を図ること目的としています。

令和4年12月に雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化や週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加えることなどを内容とする障害者雇用促進法の改正が成立しています。

(6) 障害者差別解消法の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)が平成25年6月に成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。また、令和3年6月には事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする改正障害者差別解消法が公布されました。

(7) 社会福祉法の改正

平成29年には社会福祉法が改正され、「我が事・丸ごと」地域共生社会本部において「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。障がい福祉計画を含めた全ての福祉計画の中で地域共生社会実現に向けた取組を進めていく必要があります。

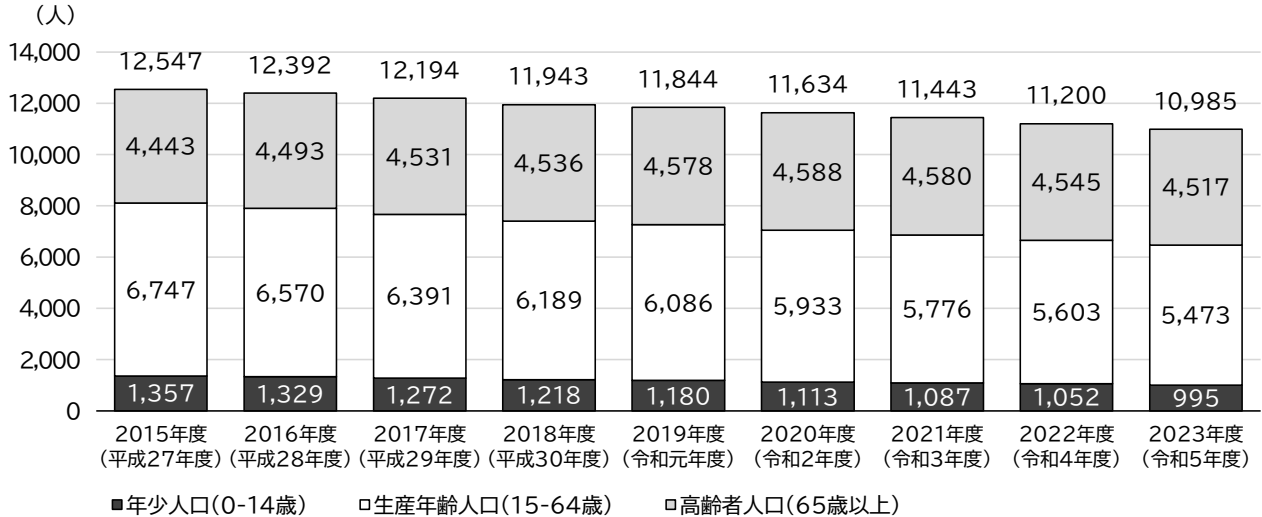
■「障害者権利条約」署名以降の障害者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障がい者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週 10 時間以上 20 時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2 総人口・世帯数の動向

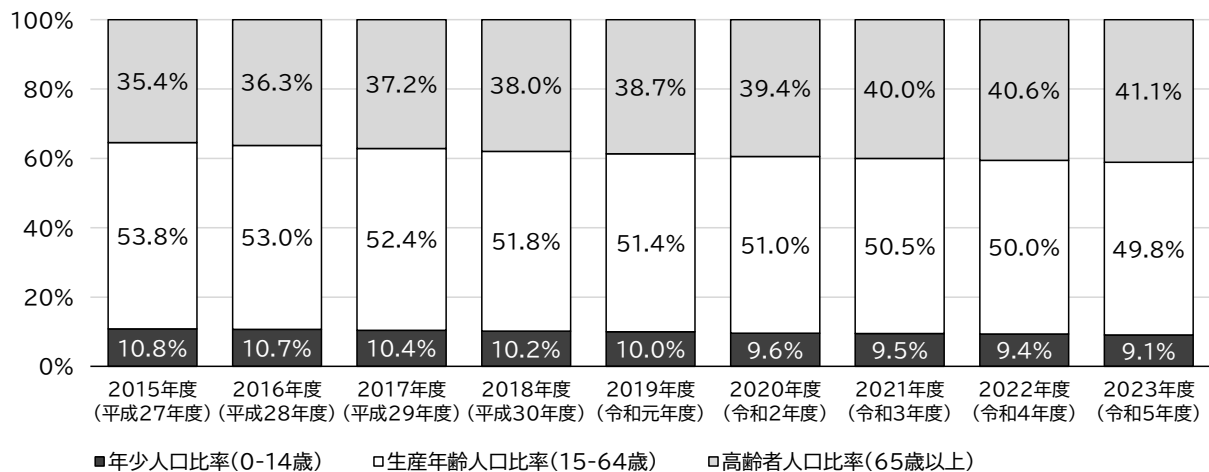
本町の総人口は、令和5年4月1日現在10,985人で、減少傾向で推移しています。また、人口構成をみると、年少人口、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

【人口の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

【人口構成比の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

3 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者

本町における障害者手帳の交付状況(身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者、重複含む。)をみると、令和5年3月31日現在、身体障害者手帳所持者が486人、療育手帳所持者が124人、精神障害者保健福祉手帳所持者が135人となっており、身体障害者手帳所持者の割合が全体の約6割を占めています。

平成30年度からの推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者はいずれも増加傾向で推移しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	521	526	482	473	486
療育手帳所持者	111	107	115	121	124
精神障害者保健福祉手帳所持者	105	108	120	125	135
合計	737	741	717	719	745

資料: 町民福祉課(各年度末現在)

障害者手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者手帳の場合、令和4年度で18歳未満の障がいのある子どもが6人となっており、18歳以上が圧倒的多数を占めています。特に、65歳以上の高齢者が多く、約8割を占めています。

療育手帳所持者では、令和4年度で18歳未満の障がいのある子どもが26人と全体の約2割を占め、身体障害者手帳よりも構成比が高く、また、18歳以上が98人という状況です。

【年齢区分別の身体障害者手帳・療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者					
18歳未満		6	5	6	6
18~64歳		99	92	84	87
65歳以上		421	385	383	393
合計	521	526	482	473	486
療育手帳所持者					
18歳未満	18	16	20	24	26
18歳以上	93	91	95	97	98
合計	111	107	115	121	124
精神障害者保健福祉手帳所持者					
18歳未満	2	2	1	0	2
18~64歳	72	72	83	89	94
65歳以上	31	34	36	36	39
合計	105	108	120	125	135

資料: 町民福祉課(各年度末現在)

① 身体障害者手帳の交付状況

令和5年3月31日現在、身体障害者手帳所持者数は、486人となっています。等級別の推移では、各年ともに「1級」と「4級」の占める人数が多くなっています。

なお、令和5年3月31日現在の等級別割合をみると、「1級」の割合が31.1%、「4級」の割合が24.7%と高く、「1級」と「2級」を合わせた重度者については43.6%となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級			155	145	151
2級			60	61	61
3級			86	89	88
4級			114	113	120
5級			31	31	30
6級			36	34	36
合計	521	526	482	473	486

資料：町民福祉課(各年度末現在)

② 療育手帳の交付状況

療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度は、平成30年度に比べ13人増加の124人となっています。

障がい程度別の推移では、中度・軽度者(B)の割合が増加傾向で推移しています。

また、令和5年3月31日現在の障がい程度別割合をみると、重度者(A)は、40.3%となっています。

【療育手帳所持者の推移】

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A (最重度・重度)	50	46	49	50	50
B (中度・軽度)	61	61	66	71	74
合計	111	107	115	121	124

資料：町民福祉課(各年度末現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度は、平成30年度に比べ30人増加の135人となっています。

また、令和5年3月31日現在の等級別割合をみると、2級が48.9%と高くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	29	30	26	29	31
2級	54	52	61	64	66
3級	22	26	33	32	38
合計	105	108	120	125	135

資料：町民福祉課(各年度末現在)

(2) 発達障がい

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい等、多岐にわたっています。通常は低年齢において発現するとされており、幼少期から一貫した支援を受けられることや、保護者に対する支援を充実させることが重要です。

発達障がいのある人は、発達障害者支援法をはじめ、障害者の雇用促進等に関する法律、障害者基本法、障害者総合支援法などにおいて支援の対象として位置づけられています。

【主な発達障がい】

○自閉スペクトラム症(自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい)

社会的なコミュニケーションや他の人とのやりとりが上手く出来ない、興味や活動が偏るといった特徴があり、幼小児期には言葉の発達の遅れなどを伴うこともある。

○学習障がい

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算など特定のものの習得と使用に著しい困難をきたす様々な状態を示すとされる。

○注意欠陥／多動性障がい

年齢や発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものとされる。

発達障がいのある人については、統計がないため町内の対象者を把握することができませんが、発達障がいのある人の中には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得しており、知的障がいや精神障がいに含まれている人もいます。

(3) 難病等

難病対策要綱によると、難病とは、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定められています。これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない制度の谷間にあった難病患者も、平成25年4月の障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

その後、平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が成立し、平成27年1月1日から施行されました。難病のうち、国が定めた基準に該当する338疾病(令和3年現在)が指定難病とされ、指定難病に係る医療費の助成が行われています。

また、平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日より児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援制度が施行されました。この制度は、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。令和3年11月より対象が拡大され、788疾病が小児慢性特定疾病となっています。

(4) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが起きた状態をいいます。

高次脳機能障がいは、障がいの表れ方が複雑・多様なため、その支援に関するニーズも複雑かつ多様であり、地域の関係機関が連携して支援する体制の整備が求められています。

4 調査結果の概要

(1) 実施概要

①調査の目的

本調査は、「平生町第3次障がい者福祉基本計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がい者の実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

②調査集計にあたっての留意事項

- 回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答(複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式)の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。
- 複数回答(2つ以上の回答を選ぶ形式)における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効サンプル数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- 「n」「SA」「MA」は、それぞれ
「n」 = サンプル数のこと
「SA」 = 単回答のこと(Single Answer の略)
「MA」 = 複数回答のこと(Multiple Answer の略)
を示します。

(2) 主な調査結果

(1) 相談・情報について

■あなたは、障がい福祉に関する情報をどこから入手していますか。(MA)

【障害者手帳所持者調査】

身体では「テレビやラジオのニュース」が、療育では「担当の相談支援専門員」が、精神では「ホームヘルパーや事業所・施設の職員」が、それぞれ最も多くなっています。

「情報を入手できない(方法がわからない)」が、療育及び精神でそれぞれ2割に近くなっています。

	手帳種別				
	全体 n=146	身体障害者手帳 n=85	療育手帳 n=41	精神障害者保健福 祉手帳 n=22	その他の障害 n=37
本や新聞、雑誌の記事	24.0	28.2	14.6	22.7	24.3
テレビやラジオのニュース	31.5	42.4	9.8	27.3	16.2
インターネット	19.2	17.6	12.2	18.2	24.3
家族や親せき、友人・知人	26.0	27.1	24.4	18.2	29.7
障がい者団体や家族会	2.7	2.4	2.4	4.5	8.1
かかりつけの医師や看護師	11.0	11.8	7.3	9.1	16.2
病院のケースワーカー	4.8	5.9	2.4	9.1	2.7
担当の相談支援専門員	13.7	9.4	29.3	22.7	24.3
ホームヘルパーや事業所・施設の職員	14.4	10.6	19.5	31.8	18.9
介護保険のケアマネジャー	4.8	7.1	-	4.5	8.1
民生委員・児童委員	2.1	2.4	2.4	-	2.7
相談支援事業所などの民間の相談窓口	3.4	3.5	7.3	4.5	5.4
行政機関の相談窓口や広報誌	20.5	27.1	9.8	9.1	10.8
その他	3.4	-	9.8	-	2.7
情報を入手できない(方法がわからない)	13.7	9.4	19.5	18.2	8.1
無回答	7.5	9.4	4.9	13.6	13.5

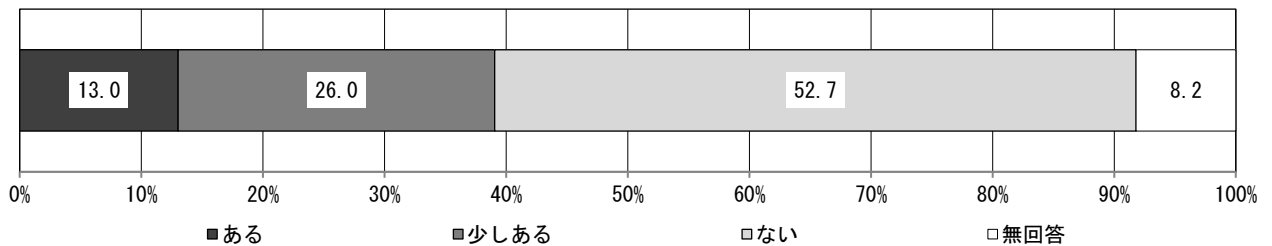
(2)差別や偏見について

「ある」「少しある」を合計して、39.0%の人が日常生活において差別や嫌な思いを感じています。

また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「外出中」が52.6%で最も高く、次いで「学校・仕事場」が36.8%、「仕事を探すとき」「余暇を楽しむとき」が12.3%が続いています。

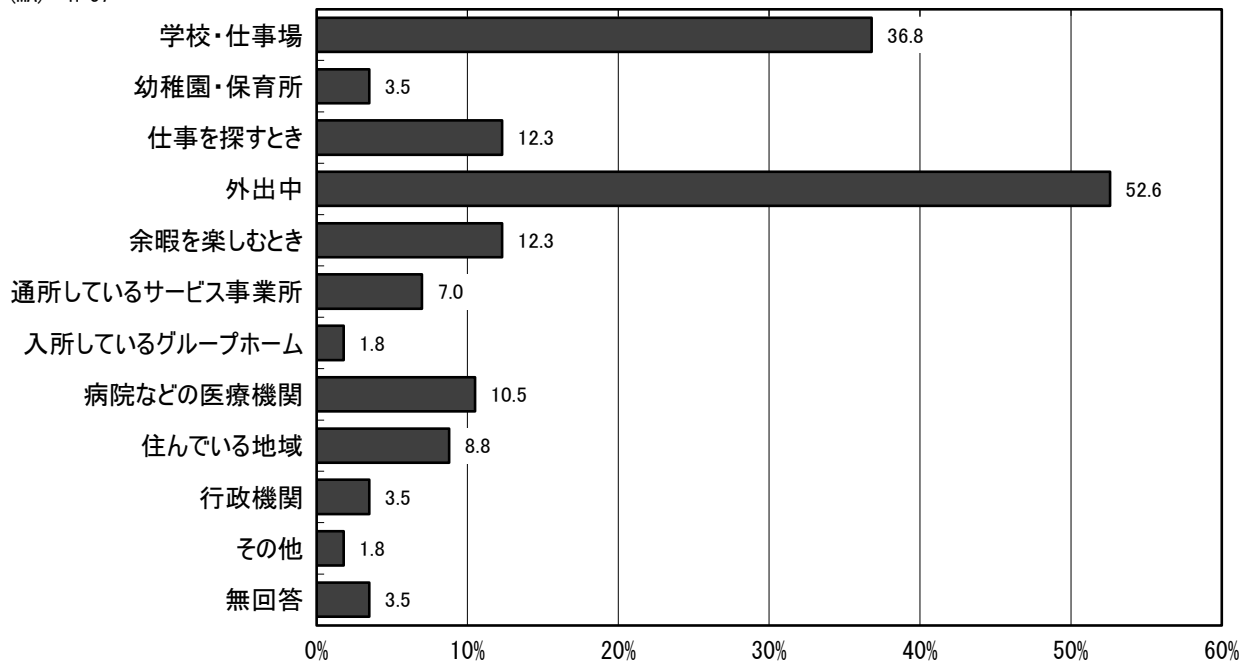
■あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。(SA)

(SA) n=146



■どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(MA)

(MA) n=57



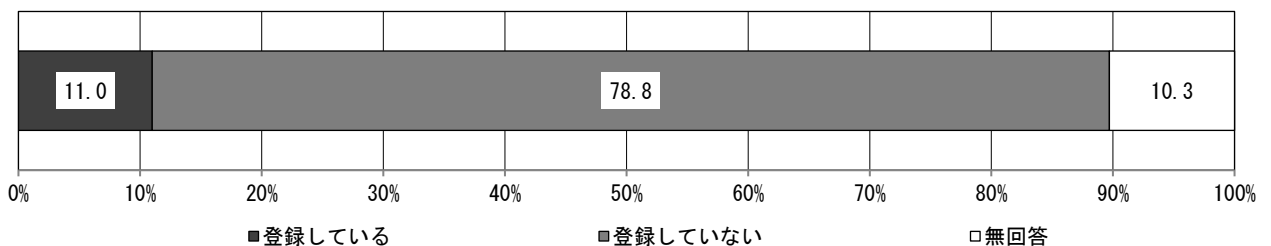
(3)防災について

避難行動要支援者名簿について「登録していない」が78.8%、災害時に一人で避難できるかについては「できない」が37.0%となっています。

避難できない理由として、「一人で移動することが困難だから」が70.4%と突出しており、次いで「適切な判断ができないから」が38.9%、「福祉避難所・避難場所がわからないから」が18.5%と続いています。避難することが困難な人や避難の仕方がわからない人も一定数いることから、避難方法の周知や避難支援に向けた体制を整えていく必要があります。また、避難生活において不安を抱える人も多く、福祉避難所の設置や障がいのある人にも配慮した避難所を整備していく必要があります。

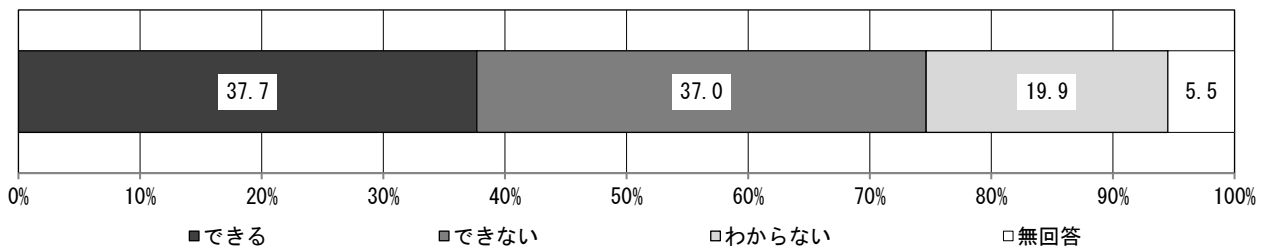
■あなたは、避難行動要支援者名簿に登録していますか。(SA)

(SA) n=146



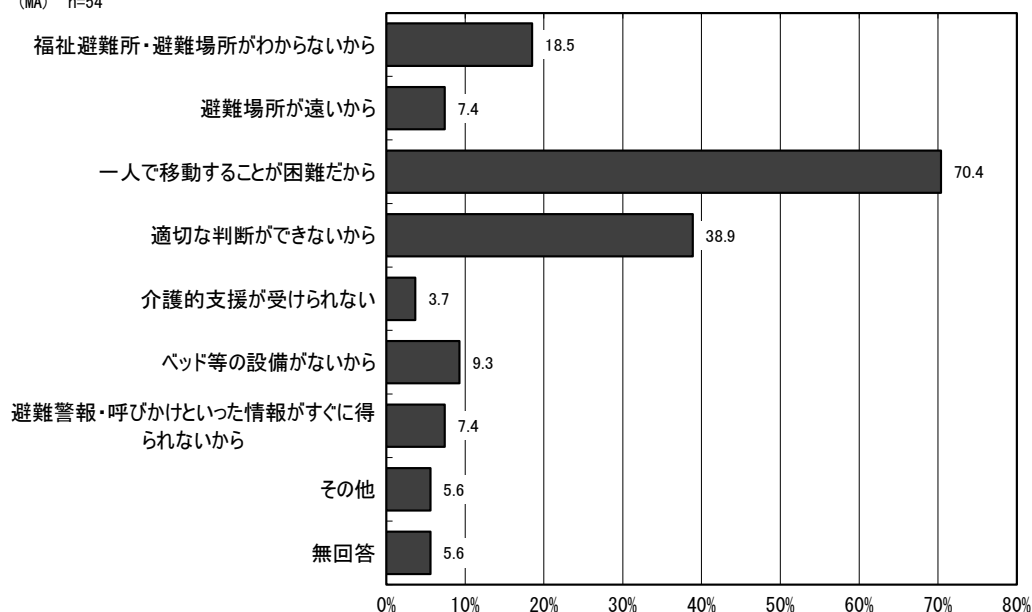
■あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(SA)

(SA) n=146



■避難できないのはなぜですか。(MA)

(MA) n=54



(4)生活支援について

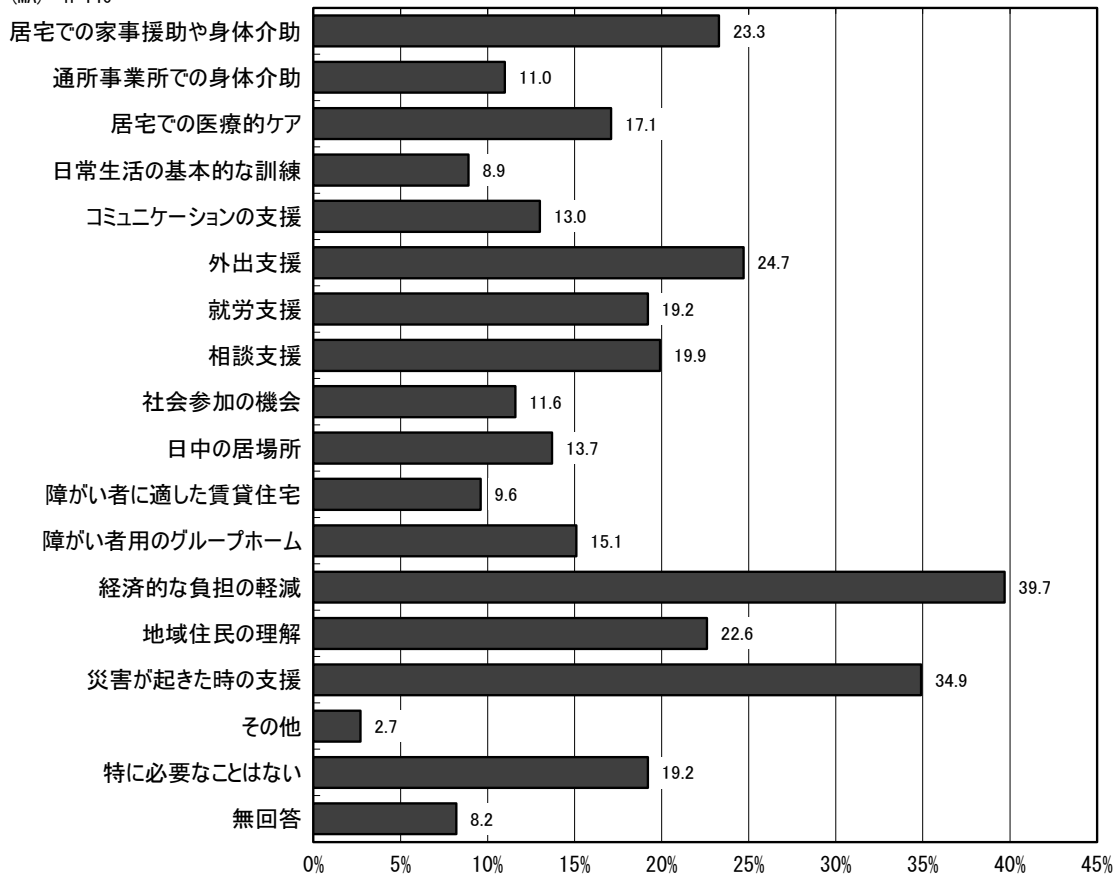
地域で安心して暮らしていくために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」「災害が起きた時の支援」「外出支援」などの割合が高くなっています。

成年後見制度について「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」が合わせて約5割となっています。

障がいのある人やその家族が安心して暮らしていくためにも各種制度やサービスの周知を図るとともに、バリアフリーなど障がいのある人に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

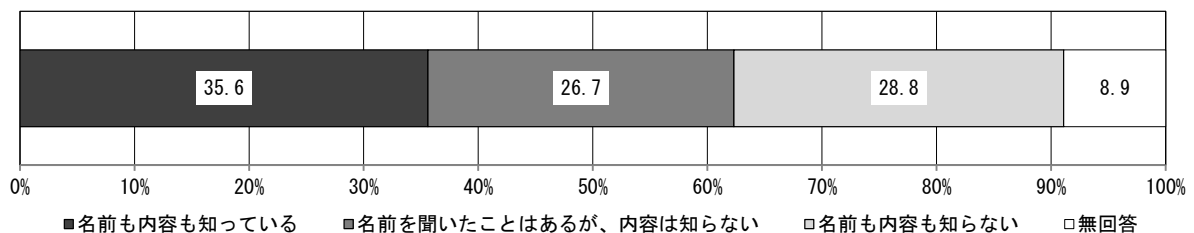
■地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(MA)

(MA) n=146



■成年後見制度についてご存じですか。(SA)

(SA) n=146



5 施策の現状と課題

(1)療育・教育

本町では、医療・福祉・教育関係者が連携し、障がいをもつと思われる乳幼児の早期発見・早期療育のため、保健センターが行う乳幼児健康診査や教育委員会が行う就学時健康診断等において確認をし、適宜、相談や医療機関受診等の促しをし、また、福祉・教育関係者との情報連携に努めています。また、発語の遅れや不明瞭な発音のある乳幼児・児童については、「ことばの教室」において言語指導を行っています。

さらに、障害児通所支援において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の療育を行っています。

障がい児の保護者を対象としたアンケート項目「悩みや困りごとについて」の結果から、子どもの「将来の生活のこと」や「育児や教育のこと」についての不安が最も多く、次いで「医療費などの経済的なこと」「進路のこと」が多いことがうかがえました。また、同アンケート項目「障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先」の結果より、「行政機関の相談窓口」が4番目となっていることを踏まえ、将来を見据えた支援や、不安を軽減するための情報提供・相談支援のさらなる強化に努めます。

また、障がい者対象のアンケート項目「差別や嫌な思いをした場所」の結果は、「外出中」「学校、仕事場」が最も多いことから、障がいや障がい者等に対する正しい理解と認識を深めるため、福祉と教育の連携が重要であると考えています。

本町では、小・中・高等学校の児童生徒に対し、ボランティア活動への協力や福祉教育が推進され、障がいへの理解・啓発を進めてきました。差別や嫌な思いをしたことが「ある」「少しある」は4割弱となっており、前回よりも減ってきていることから、引き続き町民も交えた各種ボランティア活動やスポーツ・レクリエーション活動などを通じて交流を図り、障がいへの理解を深めていく取組に努めます。

そのために、あいサポーター登録者の増加に向けた取組や各種ボランティア活動団体、社会福祉協議会など関係機関との協力、障がいに対する理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業や相談支援体制の強化等の取組を図り、障がいへの一層の理解と認識を深めていきます。

(2)保健・医療

障がいをもつ原因には、先天的なものや、難病を含めた病気やケガ、加齢等の後天的なものがあります。また、現代社会におけるストレスなどによって心の問題を抱えた人が増加するとともに、その年齢は子どもから高齢者まで広がっており、複雑に要因が絡む事例が増加しています。

障がい福祉を推進するうえで、障がいの発生予防、早期発見・早期治療、障がい程度の軽減、並びに健康の保持・増進等、保健・医療の果たす役割は大きく、その充実が重要な課題といえます。

また、「健診・保健指導」の充実による生活習慣病の発症予防及び重症化予防や、「介護予防・健康づくり」に関する高齢福祉施策などにより、加齢による身体機能等の低下を招かないようにすることも必要です。

しかしながら、加齢とともに障がいをもつ場合や障がい者も高齢となることから、医療、高齢者福祉、介護保険制度など様々な支援施策との連携も課題となります。

障がい者等への施策を実施するうえで、多様なニーズに対応するためにも保健・医療・福祉の連携の強化を図っていきます。

(3)地域生活

障がい者支援施設に入所している人や精神科病院に入院している障がい者等が、地域生活に移行するために、重点的な支援を必要とする場合の相談支援体制を充実させ、地域生活への円滑な移行に努めます。

また、地域で暮らす障がい者等に関し緊急な事態が生じた際に、訪問や相談などができる支援体制を整え、障がい者等の地域生活を安心して継続できるように努めます。

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、相談先や体験の場の確保、緊急一時預かり先等、地域で障がい者・障がい児やその家族が安心して生活するため、本町のみならず広域での地域生活支援拠点等の整備に努めます。

障がい者が地域生活を営むうえで、就労活動をサポートしていく事は重要であると考え、就労移行支援事業所など障がい者就労に取り組む機関と連携して、就労を目指す人への支援及び、就職後の継続定着に向けた取組の支援の充実を図ります。

次に、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉的就労や創作活動の場の確保に努めるとともに、柳井公共職業安定所や山口障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関と連携し、働く場や活動の場の一層の充実を推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法では、全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

町ではこれまでも、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できるまちづくりを目指し、様々な障がい者施策の充実に取り組んできました。

本計画においても障害者基本法の目的を踏まえ、リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念のもと、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることができる地域社会の実現」を基本理念として掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指します。

【基本理念】

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることができる地域社会の実現

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現を図るため、次の5つの基本目標を掲げて取組を進めていきます。

基本目標 1 意思や希望が尊重される地域社会づくり

障がい者が、地域の中で自立して安心した日常生活を送れるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備や日中活動の場づくりを推進します。

また、社会生活の安定を図るために、居住支援の充実や経済的支援の充実に努めます。

さらに、関係機関が連携した総合的な相談支援体制の構築や権利擁護の支援など、障がい者の立場に立ったサービス提供や支援に努めます。

基本目標 2 いきいきと暮らすための健康づくり

障がい者が、健康的な日常生活を送れるよう、ライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障がいの原因の一つとなる疾病等の予防や早期発見・治療、早期療育体制の充実を推進します。

また、自らの障がいとうまく付き合いながら健康の維持・増進が図られるよう、障がい特性に応じた保健・医療サービス提供体制等の充実に努めます。

さらに、精神疾患の早期発見・早期対応や相談支援体制の充実に努めます。

基本目標 3 自分らしく暮らすための支援体制づくり

障がい者の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である職業的自立が基本であり、障がい者の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、その適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就き、自己の力を発揮できるよう雇用・就労機会の充実を図ります。

また、身近な地域で障がい者が、文化活動をはじめ、スポーツ・レクリエーションなどの様々な活動にも参加することで、自己の能力を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう支援します。

基本目標 4 安心安全に暮らせるまちづくり

障がい者が気軽にまちに出るなど、外出や活動しやすいまちづくりに向け、公共施設や道路、公共交通機関の利便性向上など、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、障がい者の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等と連携した緊急連絡体制や避難誘導体制等の防災体制を確立し、安心して安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。

基本目標 5 共に育ち共に学ぶ環境づくり

障がいのある子どもたち一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、自己実現を目指した生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育の充実を図ります。

3 計画の施策体系

基本目標1 意思や希望が尊重される地域社会づくり	1 権利擁護の推進	(1)日常生活自立支援事業の支援 (2)成年後見制度の普及啓発 (3)障がい者虐待防止への理解 (4)虐待の早期発見・早期対応、安全確保
	2 障がいに対する理解促進	(1)広報・啓発の推進 (2)学校教育等における福祉教育の推進 (3)社会教育等における福祉教育の推進
	3 社会参加の促進	(1)文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2)活動の場となる施設等の充実 (3)スポーツ指導者等の育成
基本目標2 いきいきと暮らすための健康づくり	1 保健・医療体制等の充実	(1)健診・相談体制の充実 (2)医療費等の助成 (3)保健・医療・福祉の連携強化 (4)医療的ケア児の支援体制の構築
	2 特性に応じた適切な支援	(1)精神障がい者に対する施策の充実
基本目標3 自分らしく暮らすための支援体制づくり	1 相談支援の充実	(1)相談支援の充実 (2)地域自立支援協議会の機能強化
	2 福祉サービス等の充実	(1)入所施設の活用と充実 (2)グループホーム等の整備促進 (3)障がい福祉サービスの推進 (4)一体的なサービス提供支援
	3 就労支援の充実	(1)障がい者の雇用の促進 (2)一般就労への移行に向けた支援の充実 (3)自立訓練・生活訓練・就労訓練等通所支援の充実 (4)啓発活動の実施 (5)障がい者就労施設からの調達の推進
	4 在宅生活の充実	(1)訪問系サービスの充実 (2)日中活動系サービスの充実 (3)住宅改修費の助成 (4)補装具・日常生活用具の給付 (5)日中一時支援事業による支援
	5 意思疎通支援の充実	(1)手話通訳者・要約筆記者等の派遣 (2)手話奉仕員の養成・活用 (3)点字通訳者の養成・普及
基本目標4 安心安全に暮らせるまちづくり	1 福祉のまちづくりの推進	(1)ユニバーサルデザインの普及・啓発 (2)公共的建築物のバリアフリー化 (3)バリアフリー化の促進
	2 移動手段の整備	(1)移動支援の充実 (2)福祉タクシー料金の一部助成 (3)自動車運転免許取得・改造費助成
	3 災害時支援体制の整備	(1)防災意識向上に向けた普及・啓発 (2)避難行動要支援者、要配慮者支援体制整備
基本目標5 共に育ち共に学ぶ環境づくり	1 療育体制の充実	(1)相談支援体制の充実 (2)母子保健事業における対策 (3)療育支援提供体制の整備
	2 教育等の充実	(1)教育方法・内容の充実 (2)特別支援教育に対する理解の推進 (3)就学指導体制における連携強化 (4)学校教育等における福祉教育の推進

第2部 第3次平生町障がい者福祉基本計画

第1章 障がい者施策

基本目標1 意思や希望が尊重される地域社会づくり

1 権利擁護の推進

方向性

- 障がい者等が日常生活を営む上での不安を軽減し、地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業の周知及び成年後見制度の普及啓発に努めます。
- 障がい者等への虐待は、特定の人や家族で起こるものではなく、どの家庭や事業所等でも起こりうる身近な問題であり、虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐため、地域住民をはじめ、民生委員や自治会等の地域組織、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業者等と連携して対応できる仕組みづくりを進めます。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 日常生活自立支援事業の支援	◆障がい者等が日常生活を営むうえで、身のまわりのことが十分にできなかったり、お金の管理に不安を抱えていたりする場合等の不安を軽減し、地域で安心して暮らせる支援として、社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業の普及に努めます。また、福祉事業所等と連携し、意思決定支援や差別の解消等、権利擁護の支援に努めます。
(2) 成年後見制度の啓発・普及	◆知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でないために意思決定が困難な障がい者の判断能力を補い、本人が損害や被害を受けないよう支援する成年後見制度の普及啓発に努めます。 平生町成年後見制度利用促進協議会を通して、広く関係者の意見を反映させると共に、関係機関等の協力・連携体制を構築していきます。 また、必要となる費用を負担することが困難である人に対して支援を行っていきます。
(3) 障がい者虐待防止への理解	◆障がい者等と接する家族、福祉関係者やボランティア、事業者等に対し、障がい者虐待についての理解促進と通報の重要性について啓発を行います。 また、柳井圏域地域自立支援協議会が実施する虐待防止研修を通して、事業者に対して理解促進を図ります。
(4) 虐待の早期発見・早期対応・安全確保	◆虐待の早期発見や迅速な対応のため、警察、医療機関、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者等関係機関の連携体制を強化します。 また、障がい者虐待に関する通報等の中には、生命に関わる緊急的な事態もあると予測され、一刻を争う対応が必要な場合があります。緊急保護措置が必要な場合は、障がい者等の安全確保を最優先として取り組みます。

2 障がいに対する理解促進

方向性

- 一人ひとりが障がいや障がい者等への理解を進めることで、心のバリアの解消に努めます。
精神障がいに対する誤解や偏見が、精神障がい者が居住する地域での自立生活を阻害する大きな要因になることから、精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図ります。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 広報・啓発の推進	◆障がいに関する正しい理解と認識を深めるため、広報等を通じて障がいや障がい者等に関する情報提供に努めます。
(2) 学校教育等における福祉教育の推進	◆お互いの立場や心情を思いやり、助け合えるようなやさしい心を育むために、保育園、幼稚園、小中学校等において、福祉教育の充実に努めます。
(3) 社会教育における福祉教育の推進	◆障がいや障がい者等に対する理解を深めるため、生涯学習等の場を通じて啓発を行います。また、社会福祉協議会や各種ボランティア団体との連携を図り、より活発なボランティア活動が展開されるよう努めます。

3 社会参加の促進

方向性

- 生涯学習活動の支援を行うとともに、スポーツ指導者や介助ボランティア等の人材育成に努めます。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	◆文化・スポーツ・レクリエーション活動は、健康で心豊かな生活を送り、生活の質を高めるために大切です。障がいの有無を問わず誰もが一緒に集い、芸術文化・スポーツ活動に参加できるよう、活動の支援を行うとともに、指導者や介助ボランティア等の人材育成に努めます。
(2) 活動の場となる施設等の充実	◆発表や活動の場となる文化・スポーツ施設などについて、誰もが参加できる環境整備(バリアフリー化)を推進します。
(3) スポーツ指導者等の育成	◆文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援の充実に努めます。

基本目標2 いきいきと暮らすための健康づくり

1 保健・医療体制等の充実

方向性

- 健康診査などにより、疾病を早期に発見し、生活習慣の改善を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。
- 自立支援医療費(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付制度、特定疾患に対する公費負担制度、重度心身障害者医療費助成制度などの周知に努め、適切な治療を受けることで障がいの軽減を図ります。
- 障がいの状況に応じ、日常生活における障がいの予防や軽減を図ります。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 健診・相談体制の充実	◆健康診査等の保健事業を充実し、疾病の重症化・合併症の予防を推進します。 また、健康相談等を通じて生活習慣病の改善を図るとともに、正しい知識の普及に努め、予防や軽減対策を推進します。
(2) 医療費等の助成	◆自立支援医療費、療養介護医療費、重度心身障害者医療費等の制度により、医療費を助成することで経済的な負担を軽減し、適切な治療につなげます。
(3) 保健・医療・福祉の連携強化	◆障がいの原因となる疾病等の予防や障がいの早期発見・早期治療を推進し、適切な保健・医療サービスとの連携強化を図り、一体的なサービスの提供ができる体制を構築します。
(4) 医療的ケア児の支援体制の構築	◆医療的ケア児の支援では、退院前の段階から保健・医療・福祉が連携した支援が必要であり、退院後は障がい児のライフステージに沿って様々な支援関係者の関わりと連携が求められます。このため、柳井圏域地域自立支援協議会を中心に課題の抽出と対応方法の整理を行うとともに、保育や教育分野を含めた包括的な支援体制の構築に取り組めます。

2 特性に応じた適切な支援

方向性

- 精神障がい者の社会的自立の促進や精神障がい者とその家族が地域の中で孤立しないためにも、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築していくとともに、精神障がいに関する正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実を図ります。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 精神障がい者に対する施策の充実	◆精神障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくため、柳井圏域自立支援協議会等の協議の場などで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に必要な施策について協議を進め、支援体制の整備・充実を図ります。

基本目標3 自分らしく暮らすための支援体制づくり

1 相談支援の充実

方向性

- 障がい者等やその家族が抱える様々な問題について、相談や必要な情報提供を行う体制を整備することは、地域生活を支えるうえで不可欠です。いつでも安心して気軽に利用できる相談支援・情報提供体制の仕組みづくりを進めます。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 相談支援の充実	◆障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や専門機関の紹介など、いつでも安心して利用できる相談支援・情報提供の体制づくりを進めていきます。また、障がい者の高齢化、障がいの重度化、親亡き後等に対応していくため、柳井圏域地域自立支援協議会を中心に相談支援体制の確保や地域生活支援拠点等の充実に取り組めます。
(2) 地域自立支援協議会の機能強化	◆柳井圏域地域自立支援協議会及び平生町地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた社会資源や支援体制の整備、地域課題の改善・解決に取り組んでおり、引き続き関係機関と連携しながら、実効性のある協議会の運営に努めます。

2 福祉サービス等の充実

方向性

- 施設については、地域生活を支える拠点として活用を図るとともに、施設入所者の生活の質の向上のため、施設サービスの充実を図ります。
- 地域で一般就労等により働くことが困難な障がい者に対しては、福祉的就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため、必要な訓練を行う就労支援を推進します。
- 歳以上の障がい者が円滑に、適切な支援が受けられるよう相互利用体制整備に努めます。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 入所施設の活用と充実	◆短期入所、レスパイト、緊急時の受け入れ先等、セーフティネットとしての機能も有する地域生活を支える拠点としての活用を推進します。また、在宅生活が困難な障がい者等に対し、引き続き施設入所や日中活動サービスが提供できるよう努めます。

事業項目	事業の内容
(2) グループホーム等の整備促進	◆地域における居住の場としてのグループホーム(障がい者等が共同生活を行う住居をいう。)の充実を図ります。また、障がい者やその家族に対し、「親亡き後の生活」に備えた生活の場の一つとして、グループホームの周知や体験利用に努めます。
(3) 障がい福祉サービスの推進	◆地域で一般就労等により働くことが困難な障がい者に対しては、就労継続支援等の福祉的就労の場を提供し、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行うことにより、就労支援を推進します。また、就労移行支援や就労定着支援等により、福祉的就労から一般就労へ移行する際の連携調整等の支援を推進します。 また、工賃の向上に向けた取組を推進し、障がい者等が地域で自立した生活をおくっていただけるよう、福祉的就労の底上げを図ります。
(4) 一体的なサービス提供支援	◆障がい福祉サービスを受けている障がい者が、介護保険サービス等に円滑に移行、または一体的に利用できるよう努めます。

3 就労支援の充実

方向性

- 一般就労等を希望する障がい者に対しては、多様な就業の機会を確保するとともに、知識及び能力の向上、実習、職場探し等を支援する就労移行支援や就労定着支援を推進します。
- 希望に沿った暮らし方が実現するよう、長期入院患者や施設入所者のうち地域生活を希望する障がい者には、地域生活の移行に向けた支援を行います。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 障がい者の雇用の促進	◆柳井公共職業安定所や山口県障害者就業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就職を希望する障がい者の状況を相談等を通じて把握しながら、一般就労等に向けた支援及び定着を促す支援を推進し、障がい者雇用の促進に努めます。
(2) 一般就労への移行に向けた支援の充実	◆就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用し、一般就労等に必要な知識、能力が高まった障がい者に対して、就労定着支援事業所、柳井公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携し、一般就労等に向けた支援及び定着を促す支援を推進します。
(3) 自立訓練・生活訓練・就労訓練等通所支援の充実	◆様々な自立を目指す障がい者等に対し、個別ニーズに対応したサービスが提供できるよう努めます。
(4) 啓発活動の実施	◆事業主や従業員に対し、障がい者雇用についての理解の促進を図るための啓発・広報に努めます。
(5) 障がい者就労施設からの調達 の推進	◆「平生町の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品や役務等の調達については、障がい者就労施設等からの調達を推進します。

4 在宅生活の充実

方向性

- 利用者主体の考えに基づき、一人ひとりの多様なニーズに応えられる地域生活体制を整備し、サービスの充実に努めます。また、支援に当たっては本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域生活でできるよう支援体制の充実に努めます。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 訪問系サービスの充実	◆居宅介護等の訪問系サービスは、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅での地域生活を支援するサービスです。そのため障がいの種類にかかわらず、必要としている人が適切にサービスを利用できるようにサービス提供体制の充実に努めます。
(2) 日中活動系サービスの充実	◆就労継続支援や自立訓練等の日中活動系サービスは、昼間の活動を支援するサービスで、地域で社会生活を続けていくために必要な訓練や就労の支援を行います。障がい者等の状況に応じたサービスを提供するために日中活動系サービスの充実に努めます。
(3) 住宅改修費の助成	◆段差などにより日常生活に支障のある障がい者等に対し、手すりの購入費や住宅改修に要する工事費を助成します。
(4) 補装具・日常生活用具の給付	◆日常生活上の便宜を図るため、補装具や日常生活用具の適切な給付に努めます。
(5) 日中一時支援事業による支援	◆障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。

5 意思疎通支援の充実

方向性

- 情報化社会の中で、情報は重要な資源の一つであり、社会参加のためには不可欠なものです。必要な情報を取得する機会を障がいがあるために逃すことのないよう、個々の障がいの特性に応じた多様な情報提供体制を整備するとともに、意思疎通手段の確保と情報利用の円滑化を図ります。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 手話通訳者・要約筆記者等の派遣	◆聴覚障がい者等が外出の際に意思の疎通ができるよう、手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。
(2) 手話奉仕員の養成・活用	◆現在登録している手話通訳者だけでは対応できない場合があり、手話奉仕員養成講座を実施し手話への理解を深め、手話通訳者、手話通訳士を目指す人材の掘りおこしに努めます。また、平生町手話奉仕員登録者と地域ろう者との交流を支援します。
(3) 点字通訳者の養成・普及	◆視覚障がい者の社会活動におけるコミュニケーションが円滑に行えるよう、点字の知識や技術の普及を図ります。

基本目標4 安心安全に暮らせるまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

方向性

- 障がい者等が自分の意志で安心して行動できるよう、行政・民間事業者・町民が一体となって、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。
- まちづくりを進めるに当たっては、現状の改善にとどまらず、計画段階からユニバーサルデザインが進められるように検討します。
- 外出に困難を伴う障がい者等に対しては、その障がいの状況に配慮した支援をしていきます。

取組

事業項目	事業の内容
(1) ユニバーサルデザインの普及・啓発	◆障がい者等をはじめとする、全ての人々にとって住みよいまちとなるよう、建築物、公園、道路、住宅等の設置者等に対して、ユニバーサルデザインの考え方が普及するよう努めます。
(2) 公共的建築物のバリアフリー化	◆不特定多数の人が利用する特定建築物について、障がい者等が利用しやすいように障壁の除去を図ります。
(3) バリアフリー化の促進	◆安全な生活空間が確保できるよう、歩道の拡幅、段差・傾斜の解消、白線などの誘導ライン、視覚障がい者誘導用ブロックの整備など、道路施設の改良を関係機関に要望します。

2 移動手段の整備

方向性

- 障がい者等の社会参加を促進するため、利用しやすい移動手段を整備するとともに、移動に困難を伴う障がい者等に対しては、その障がいの状況に配慮した支援をしていきます。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 移動支援の充実	◆移動が困難な障がい者等に対して、外出する際の移動を支援します。また、障がいの状態に応じて他のサービスと組み合わせ、効果的、効率的に移動できるようサービスの充実に努めます。
(2) 福祉タクシー料金の一部助成	◆心身に障がいのある人に対して、日常生活の利便性の向上による社会参加の促進及び経済的負担の軽減を図るため、タクシーの利用料金の一部を助成します。
(3) 自動車運転免許取得・改造費助成	◆知的障がい者の運転免許取得に要する経費や、身体障がい者が自ら所有し運転するための自動車のハンドルやアクセル、ブレーキ等の改造に要する経費を助成し、社会参加を促進します。

3 災害時支援体制の整備

方向性

- 障がい者等が災害時に対する備えや災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災に関する普及啓発や情報提供に努めます。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 防災意識向上に向けた普及・啓発	◆障がい者等が災害時に対する備えをし、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災意識の普及啓発と情報提供に努めます。また、地域防災計画に基づき、国、県等関係各行政機関との連携による広域的防災体制の充実に努めます。また、消防団、自主防災組織、地域住民等と行政の連携による地域防災対策の推進に努めます。
(2) 避難行動要支援者、要配慮者支援体制整備	◆自力での避難、情報収集や意思疎通が困難な障がい者等は、災害時にはより大きな危険にさらされる可能性があることから、それぞれの立場で各種防災対策を講じるとともに、防災知識の普及、地域住民や関係機関との連携、協力体制の整備など全ての人が共に助け合う環境整備が必要となります。そのため、災害に関する情報を伝達するため町防災メールの整備、無線放送確認電話番号の周知を図っています。また、避難行動要支援者名簿の作成により、障がい者等の避難を支援するための体制づくりに努めます。

基本目標5 共に育ち共に学ぶ環境づくり

1 療育体制の充実

方向性

●障がいがあると思われる子どもに対しては、早期に適切な治療と教育を行うことが、現在から将来にわたる障がいの軽減に繋がると考えられます。乳幼児健康診査等により成長や、発達の遅れ等の早期発見を図るとともに、個別ケースに応じた適切な療育を提供する体制の整備を図ります。

早期発見から早期療育へ結び付ける体制の強化とともに、育児に関しての不安や困難を抱える保護者等への支援体制を充実し、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関の連携による一貫した相談支援体制や関係機関事業の充実を図ります。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 相談支援体制の充実	◆育児に関しての不安や困難を抱える保護者等へ適切な支援が行われるよう、相談支援等を通じて療育や支援の情報提供に努めます。 乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携して、相談や支援の情報を共有し、途切れることのない支援の実現に努めます。
(2) 母子保健事業における対策	◆乳幼児健康診査や家庭訪問等、母子保健事業による支援の充実を図り、成長の遅れが気になる乳幼児を早期発見するとともに、不安等を抱える保護者へ寄り添い、適切な支援ができるよう体制の充実を図ります。
(3) 療育支援提供体制の整備	◆在宅の障がい児が利用する指定通所支援事業所では、児童指導員や保育士等専門職により、集団生活での適応支援や基本的な生活習慣などを身につけるための訓練を行っています。また、障がい児や保護者が地域で安心して暮らしていけるよう支援していくとともに、保育園、幼稚園等に対して障がい児への適切な支援のための助言等を行うことにより、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図ります。

2 教育等の充実

方向性

- 障がい児が、その能力を最大限に伸ばしていくことができるよう、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育内容の充実を図り、学びやすい教育環境づくりを推進します。
- 学校卒業後の社会生活を見据えた支援を推進します。

取組

事業項目	事業の内容
(1) 教育方法・内容の充実	◆障がいに対する課題に対応できるよう、教育方法、内容の研究、改善に努めます。また、障がいのある児童生徒が学校、放課後等児童クラブ、地域社会等に参加できるよう、教育と福祉が連携し、個々の状態に合わせた療育を提供します。
(2) 特別支援教育に対する理解の推進	◆障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する構築を目指します。
(3) 就学指導体制における連携強化	◆障がいのある児童生徒の就学について、適切な学びの場を提供するために、引き続き連携強化に努めます。
(4) 学校教育等における福祉教育の推進	◆児童生徒が、お互いの立場や心情を尊重し、思いやりの心を育めるよう、福祉教育の推進やボランティア活動の拡大に努めます。

第3部 第7期平生町障がい福祉計画

第1章 令和8(2026)年度の数値目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行者数:令和4(2022)年度末施設入所者の6%以上 ●施設入所者数:令和4(2022)年度末の5%以上削減
--------	---

指標	目標値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者(A)	24人	令和4(2022)年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	1人 ----- 4.2%	(A)のうち、令和8(2026)年度末までに地域生活に移行する人の目標値
令和8(2026)年度末時点の施設入所者(B)	23人	令和8(2026)年度末の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	1人 ----- 4.2%	差引減少見込み数(A)－(B)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする【目標設定:都道府県】 ●令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定【目標設定:都道府県】 ●精神病床における早期退院率に関して、入院後3カ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6カ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする【目標設定:都道府県】
--------	---

項目	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	1人
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回
【目標値】 精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	1人
【目標値】 精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	1人

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
【目標値】 精神障がい者の共同生活援助	8人	9人	10人
【目標値】 精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
【目標値】 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

3 地域生活支援の充実

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討 ●強度行動障がいを有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
------------	---

指標	目標値
地域生活支援拠点等の整備(か所)	近隣市町と共同で1か所整備
地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
運用状況の検証・検討回数	年1回以上
強度行動障がいを有する方への支援体制の整備	圏域で実施

■活動指標

項目	内容
コーディネーターの配置人数	圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

■見込量

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数:令和3年度の 1.28 倍 うち移行支援事業:1.31 倍、就労A:1.29 倍、就労B:1.28 倍 ●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上 ●就労定着支援事業利用者数:令和3(2021)年度末実績の 1.41 倍以上 ●就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
------------	--

現状	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	移行者数	0人		1人		1人
目標	就労移行者数 令和3年度末		目標値 令和8 (2026)年度末	比率	基本指針	
	合計		0人	3人		1.28倍以上
	就労移行支援		0人	1人		1.31倍以上
	就労継続支援A型		0人	1人		1.29倍以上
	就労継続支援B型		0人	1人		1.28倍以上

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%	

項目	数値	考え方
令和3(2021)年度末における就労定着支援事業の利用者数	1人	
就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3(2021)年度就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上

項目	数値	考え方
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25.0%	2割5分以上

5 発達障がいのある人等に対する支援

■活動指標

項目	内容
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、参加人数の見込みを設定します。

■見込量

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	2人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	2人

6 相談支援体制の充実・強化等

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)する ●地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する
---------------	---

指標	目標値	考え方
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置	1 か所	近隣市町と共同で整備を行う
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	1 か所	近隣市町と共同で整備を行う
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	

■活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	0件	0件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0件	0件	1件

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の 基本指針	●各都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築	
項目		数値
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	2人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	無 1回／年	

第2章 第7期計画の見込量

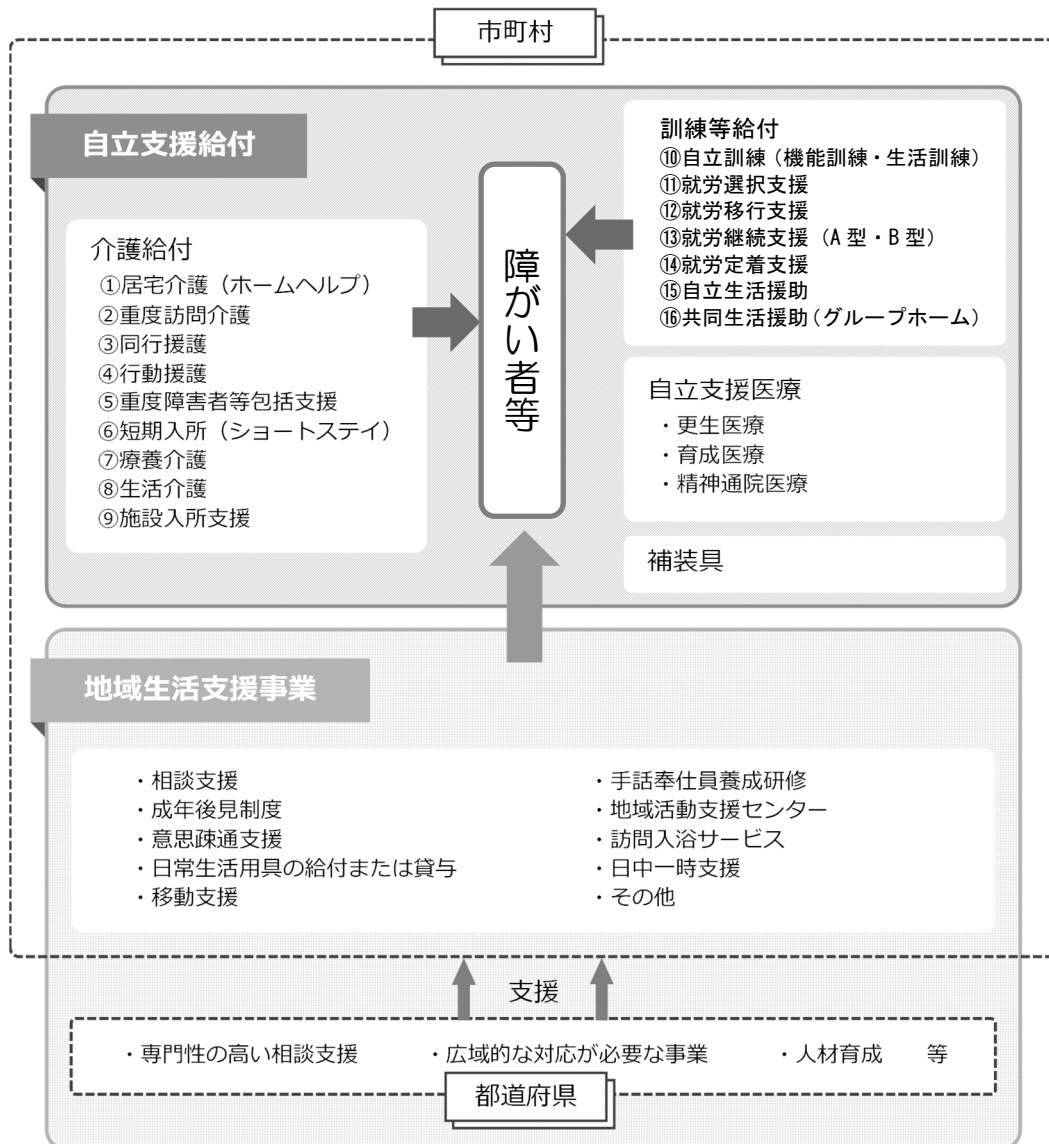
1 サービス見込量の推計方法

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量については、過去のサービス利用実績の推移や現利用者の状況、国の基本指針に定める数値目標を勘案した数値を推計し、また、社会情勢や町の施策等を考慮し推計します。

2 障害者総合支援法に基づくサービス体系

■障害福祉サービス等の体系（概念図）

サービスは、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。



3 障害福祉サービスの実績及び見込量

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がい者に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がい者で、常に介護が必要な障がい者に対して、自宅等で入浴・排泄・食事などの介護から外出時の介護までを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障がい者等 包括支援	障がい支援区分6(児童については区分6相当)で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	見込量	利用時間	163 時間/月	176 時間/月	189 時間/月
		利用者数	13 人/月	14 人/月	15 人/月
	実績	利用時間	106 時間/月	95 時間/月	97 時間/月
		利用者数	11 人/月	10 人/月	10 人/月
重度訪問介護	見込量	利用時間	99 時間/月	99 時間/月	99 時間/月
		利用者数	3 人/月	3 人/月	3 人/月
	実績	利用時間	92 時間/月	62 時間/月	62 時間/月
		利用者数	1 人/月	1 人/月	1 人/月
同行援護	見込量	利用時間	14 時間/月	14 時間/月	21 時間/月
		利用者数	2 人/月	2 人/月	3 人/月
	実績	利用時間	5 時間/月	5 時間/月	5 時間/月
		利用者数	1 人/月	1 人/月	2 人/月

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
行動援護	見込量	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	実績	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
重度障害者等包括支援	見込量	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	実績	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月

「居宅介護」は、令和4年度以降利用者・利用時間ともに計画を下回っています。同行援護についても利用者・利用時間ともに計画を下回っています。「重度訪問介護」については、利用者・利用時間ともに概ね計画通りとなっています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	利用時間	105 時間/月	115 時間/月	125 時間/月
	利用者数	11 人/月	12 人/月	13 人/月
重度訪問介護	利用時間	124 時間/月	124 時間/月	124 時間/月
	利用者数	2 人/月	2 人/月	2 人/月
同行援護	利用時間	10 時間/月	10 時間/月	10 時間/月
	利用者数	2 人/月	2 人/月	2 人/月
行動援護	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
重度障がい者等 包括支援	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月

■訪問系サービスの見込量確保の方策

訪問系サービスについては、サービスの充実を図りながら、障がい者等へ必要な訪問系サービスの提供に努め、また積極的に情報提供を行うなどして事業者の参入を促進し、必要なサービスの確保に努めるとともに、事業者の指定権限を有する県と連携しながら、必要な実施体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護〔介護給付〕

地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な方に対し、食事や入浴、排せつなどの介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	見込量	利用者数	32人/月	33人/月	34人/月
		サービス量	684人日/月	706人日/月	728人日/月
	実績	利用者数	34人/月	34人/月	33人/月
		サービス量	704人日/月	708人日/月	712人日/月

利用者数・サービス量ともに令和3年から令和4年は計画を上回っていますが、令和5年では下回っています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	利用者数	35人/月	36人/月	37人/月
	サービス量	729人日/月	750人日/月	771人日/月

地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場が必要となるため、サービス提供事業所の確保・情報提供が必要となります。また、障がい者の増加に伴い利用量も増加していくと考えられるため、今後もサービスの拡大を図ります。

② 自立訓練（機能訓練）〔訓練等給付〕

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障がい者等に対し、身体能力・生活能力の維持・向上などのための歩行訓練や家事などの訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
		サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
		サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月

利用実績はありません。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
	サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月

現在利用は見込んでいませんが、今後のニーズに応じて検討します。

③ 自立訓練（生活訓練）〔訓練等給付〕

地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者等に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用者数	5人/月	6人/月	6人/月
		サービス量	112人日/月	135人日/月	135人日/月
	実績	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
		サービス量	27人日/月	14人日/月	18人日/月

利用者数・サービス量共に計画を下回っています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	1人/月	2人/月	2人/月
	サービス量	22人日/月	44人日/月	44人日/月

現状通り事業を継続する中で、地域生活への移行の第一歩としてサービスの提供を行います。

④就労選択支援

障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労選択支援	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
	サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月

国の動向等を注視しながら必要に応じてサービスを見込みます。

⑤就労移行支援【訓練等給付】

一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための支援を行います。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
就労移行支援	見込量	利用者数	4人/月	4人/月	5人/月
		サービス量	71人日/月	71人日/月	89人日/月
	実績	利用者数	1人/月	1人/月	2人/月
		サービス量	1人日/月	19人日/月	25人日/月

計画よりも利用者数・サービス量ともに下回っています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労移行支援	利用者数	1人/月	2人/月	2人/月
	サービス量	22人日/月	44人日/月	44人日/月

一般就労移行者増を目標に、拡大が望まれる事業ですが、実施事業者が限られていること及び事業自体に利用期間の制限があることから、現状を維持して事業を継続していきます。

また、国・県の示している成果目標も踏まえ設定した平生町の目標達成を目指します。

⑥就労継続支援（A型）【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
就労継続支援(A型)	見込量	利用者数	4人/月	5人/月	6人/月
		サービス量	71人日/月	89人日/月	107人日/月
	実績	利用者数	3人/月	3人/月	2人/月
		サービス量	57人日/月	59人日/月	41人日/月

利用者数・サービス量ともに計画を下回っています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援(A型)	利用者数	4人/月	5人/月	6人/月
	サービス量	79人日/月	99人日/月	119人日/月

A型事業所の拡大や新規参入については未定ですが、今後も利用者の増加が見込まれるため現状通り事業を実施し、A型事業所の確保とサービス体制の整備をめざします。

⑦就労継続支援（B型）【訓練等給付】

一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などに対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など就労に向けた支援を行います。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
就労継続支援(B型)	見込量	利用者数	32人/月	34人/月	36人/月
		サービス量	556人日/月	592人日/月	628人日/月
	実績	利用者数	29人/月	29人/月	30人/月
		サービス量	506人日/月	498人日/月	530人日/月

利用者数・サービス量ともに計画を下回っています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援(B型)	利用者数	31人/月	33人/月	35人/月
	サービス量	538人日/月	578人日/月	618人日/月

利用者について、近年増減を繰り返している状態であり、今後もほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
就労定着支援	見込量	サービス量	3人日/月	3人日/月	4人日/月
	実績	サービス量	1人日/月	1人日/月	1人日/月

概ね1名程度の利用実績があります。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労定着支援	利用者数	2人/月	2人/月	3人/月

一般就労へ移行した障がい者が継続して勤務出来るようなサービス提供を図ります。

⑨療養介護【介護給付】

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする方に対し、病院等において食事や入浴などの介護を行うとともに、日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
療養介護	見込量	利用者数	3人日/月	3人日/月	3人日/月
	実績	利用者数	2人日/月	1人日/月	1人日/月

利用者数・サービス量ともに令和4年度から計画を下回っています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
療養介護	利用者数	2人/月	2人/月	2人/月

今後も一定量が見込まれるため、現状通り事業を実施していきます。

⑩短期入所【介護給付】

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第6期計画の見込み量・実績】（障がい児短期入所含）

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
短期入所 (福祉型)	見込量	利用者数	5人/月	5人/月	6人/月
		サービス量	60人日/月	60人日/月	72人日/月
	実績	利用者数	3人/月	4人/月	3人/月
		サービス量	44人日/月	49人日/月	34人日/月
短期入所 (医療型)	見込量	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
		サービス量	2人日/月	2人日/月	2人日/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
		サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月

福祉型の利用者数は計画より減少していますが、サービス量は概ね計画を上回っています。医療型については、利用実績はありませんでした。

【第7期計画期間の見込み量】（障がい児短期入所含）

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	5人/月	6人/月	7人/月
	サービス量	59人日/月	69人日/月	79人日/月
短期入所 (医療型)	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
	サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月

利用者数にあまり変動がなく、利用者のニーズに応えるため、提供事業所の確保等、サービス拡大に努めていきます。医療型については、近隣に対応している施設が無く、利用に際しての連携体制が必要となります。

■日中活動系サービスの見込量確保の方策

事業者に対して必要な情報提供や指導等を行うとともに、事業者の指定権限を有する県との連携を図りながら、希望する障がい者等に適切な日中活動系サービスが提供できるよう、必要な実施体制の確保に努めます。

総合支援学校の卒業者等、新たな需要にも適切に対応するために、公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、一般就労への移行を進めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助【介護給付】

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立生活援助	見込量	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

令和5年度まで利用実績はありません。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

現在利用は見込んでいませんが、今後のニーズに応じて検討します。

② 共同生活援助【介護給付】

地域で共同生活を営むことができる障がい者で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
共同生活援助	見込量	利用者数	7人/月	9人/月	11人/月
	実績	利用者数	7人/月	8人/月	9人/月

利用者数は概ね計画通りとなっています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
共同生活援助	利用者数	9人/月	10人/月	11人/月

地域移行を進めるために、今後も必要な事業としてサービス拡大を図っていきます。自立を目指す単身者も多く、最近は就労に向けて併設事業所ができるなどの状況もみられる中、町としては施設を把握し、空き情報を整理するなど、サービス拡大の基盤整備を進めていきます。

③施設入所支援【介護給付】

施設に入所している人に、主に夜間に入浴・排泄・食事などの介護を行うサービスです。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
施設入所支援	見込量	利用者数	25人/月	24人/月	24人/月
	実績	利用者数	26人/月	24人/月	26人/月

利用者数は横ばいとなっています。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
施設入所支援	利用者数	24人/月	24人/月	23人/月

地域移行を図る観点から段階的に利用者数が減少する見込みです。

■居住系サービスの見込量確保の方策

事業者に対して必要な情報提供や指導等を行うとともに、事業者の指定権限を有する県との連携を図りながら、希望する障がい者に適切な居住系サービスが提供できるよう、必要な実施体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用する全ての人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行うサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者等に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行うサービスです。

【第6期計画の見込み量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	見込量	利用者数	21人/月	23人/月	25人/月
	実績	利用者数	21人/月	21人/月	20人/月
地域移行支援	見込量	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
地域定着支援	見込量	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

「計画相談支援」については各年度計画を下回りました。「地域移行支援」「地域定着支援」では利用実績はありませんでした。

【第7期計画期間の見込み量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	利用者数	23人/月	25人/月	27人/月
地域移行支援	利用者数	0人/月	0人/月	1人/月
地域定着支援	利用者数	0人/月	0人/月	1人/月

事業者との連携を強化し、相談支援事業者を確保し、人材の育成支援・相談事業所の充実を図ることで、サービスの拡大に努めていきます。

4 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、基本的に全ての市町村で実施が要請されている事業です。任意事業は市町村ごとに実施内容が異なる事業であり、本町では日中一時支援事業、社会参加支援事業、権利擁護支援事業を実施しています。

① 必須事業

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	障がい者等や、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者等が、成年後見制度の申立てをする場合に必要な経費の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するサービスです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者が意思の伝達や社会参加するため、手話奉仕員の養成講座を実施します。

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じた創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

②任意事業

サービス名	サービスの内容	
日常生活支援事業	日中一時支援事業	障がい者(児)の預かりや見守りを行い、日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。
	訪問入浴サービス事業	居宅での入浴が困難な重度身体障がいのある人を対象に、訪問により居宅での入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
社会参加支援事業	自動車運転免許取得助成事業	障がい者が就労等のために自動車運転免許を必要とし、普通自動車運転免許を取得した場合に、その取得に要した経費を助成します。
	自動車改造費助成事業	重度身体障がい者の就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費を助成します。
権利擁護支援事業	障がい者虐待の被虐待者を緊急一時保護するための居室確保や虐待の未然防止・早期発見等適切な支援のために関係団体等の協力体制を整備します。	

(2) 地域生活支援事業の実績及び見込み量

① 必須事業

■ 地域生活支援事業(必須事業)の実績値及び見込み量

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件/年	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	件/年	0	0	0	0	0	0

■ 地域生活支援事業(必須事業)における見込み量の確保の方策

- 地域の医療機関や社会福祉法人及び柳井圏域の自治体と連携し、主に発達障がいに関する障がい児の療育や障がい者等の権利擁護に関する研修会を開催し、障がい者等に対する理解を深めることに努めます。
- 障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体に対し、補助金を交付し、共生社会の実現を図ります。

○障がい者等が地域で安心して自立した日常生活や社会参加を送るためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、こうしたサービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の充実が必要です。このため、「平生町地域自立支援協議会」において、主に相談支援事業の運営及び整備、処遇困難な障がい者等への対応のあり方等の協議を行います。

また、広域的な課題を協議するため、柳井圏域で設置する地域自立支援協議会との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

○成年後見制度を必要とする知的障がい者又は精神障がい者に対して、相談支援事業者等と協力し、利用を支援するとともに障がい者の権利擁護の推進に努めます。

○地域の実情に応じて、柳井圏域の自治体やNPO法人等と連携し、市民後見人の活用も含めた法人後見推進のための検討会等を行い、障がい者の権利擁護の推進に努めます。

○派遣事業については、手話通訳及び要約筆記等の活用を図りながら委託事業により実施し、手話奉仕員養成研修事業等により奉仕員の確保に努め、派遣が円滑に行われるように努めます。

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	1	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	2	9	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	6	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	298	326	363	370	370	370
住宅改修費	件/年	0	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数	3	3	3	3	3	3
移動支援事業	人	12	12	13	12	12	12
	時間/年	60	59	42	45	45	45

○日常生活上の便宜を図るための適切な給付に努めるとともに、排せつ管理支援用具のように継続的な給付が必要なものについては、年間の需要量等を把握し計画的な給付に努めます。

○柳井圏域の自治体と連携し、共同で手話奉仕員養成講座を開催するとともに、修了者には奉仕員としての登録を行い、地域の手話表現技術の習得者によるサークル活動等の促進と地域の聴覚障がい者との交流の推進に努めます。

○提供体制の確保に努めるとともに、介護給付費の居宅介護等との組み合わせにより、効果的・効率的なサービスの提供ができるよう努めます。

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年 (延人数)	285	307	261	285	285	285

○地域活動支援センターが地域で生活している障がい者のニーズに応えられるよう、各種講座の充実と支援体制の推進に努めます。

②任意事業

■地域生活支援事業(任意事業)の実績値及び見込量

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	人	111	118	125	130	130	130
	か所	5	5	5	5	5	5
社会参加支援事業							
巡回専門員事業	人/年	9	22	21	22	23	24
	か所	1	2	2	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	0	0	0	1	1	1
障害支援区分認定等事務	人/年	23	29	0	25	25	25

■地域生活支援事業(任意事業)における見込量の確保の方策

- 障がい者等の日中における活動の場の確保に努め、障害福祉サービス事業者等と連携し、提供体制の充実に努めます。
- 障がい者等の体力増進、交流、余暇等及び障がい者スポーツを普及するため、地域の障がい者団体と協力し、障がい者スポーツに触れる機会の提供に努めます。

第4部 第3期平生町障がい児福祉計画

第1章 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があります。支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

障がい児への支援の提供体制にあたっては、計画の基本理念、基本的な考え方を踏まえ、次の事項に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備をおこないます。

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所設置 ●保育所等訪問支援を利用できる体制の確保 ●児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築 ●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村または各圏域に少なくとも1か所確保 ●医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
--------------------	--

指標	目標値	考え方
【目標】 児童発達支援センターの設置数	1か所	圏域で設置
【目標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	近隣市にある事業所との連携を強化し体制の構築を図る
【目標】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	圏域で設置
【目標】 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	1か所	保育・教育関係者を含めた支援体制の構築

1 障がい児通所支援等の内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、自立に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。町内には該当施設はありませんが、今後取組について検討します。
放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

2 障がい児通所支援等の実績及び見込量

見込量の算出にあたっては、第6期計画期間中の利用の動向と、支援を必要とする児童の増加傾向から見込量を算出しています。

令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの各年度におけるサービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

■障がい児通所支援等の実績値及び見込量

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援	見込量	利用日数	108日/月	117日/月	126日/月
		利用者数	12人/月	13人/月	14人/月
	実績	利用日数	113日/月	77日/月	50日/月
		利用者数	13人/月	9人/月	7人/月
医療型児童発達支援	見込量	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
		利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
	実績	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
		利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
放課後等 デイサービス	見込量	利用日数	230日/月	240日/月	250日/月
		利用者数	23人/月	24人/月	25人/月
	実績	利用日数	234日/月	211日/月	316日/月
		利用者数	26人/月	28人/月	32人/月
保育所等訪問支援	見込量	利用日数	2日/月	2日/月	2日/月
		利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
	実績	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
		利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
居宅訪問型児童 発達支援	見込量	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
		利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
	実績	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
		利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
障害児相談支援	見込量	利用者数	9人/月	10人/月	11人/月
	実績	利用者数	10人/月	9人/月	11人/月

「児童発達支援」については、利用者数・利用日数ともに計画を下回っています。「放課後等デイサービス」については、利用者数・利用日数ともに計画を上回っています。

サービス種別	単位	第7期見込量		
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援	利用日数	86日/月	95日/月	104日/月
	利用者数	10人/月	11人/月	12人/月
医療型児童発達支援	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
放課後等デイサービス	利用日数	220日/月	229日/月	238日/月
	利用者数	29人/月	30人/月	31人/月
保育所等訪問支援	利用日数	1日/月	1日/月	1日/月
	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
障害児相談支援	利用者数	10人/月	11人/月	12人/月

○障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス及び地域生活支援事業並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを総合的に組み合わせ、療育支援を行うとともに、居宅サービスと障害児通所支援サービスを適切に提供できるよう努めます。

○相談支援事業委託事業所、児童発達支援センター、指定特定相談支援事業所等の関係機関と連携し、相談支援の質の向上を図りながら、適切な福祉サービス等が提供できるよう支援の提供体制の充実に努めます。また、相談支援専門員、保健師、訪問看護師等関係機関に、医療的ケア児コーディネーターの役割を周知し、医療的ケア児コーディネーター育成に向けた研修への参加を促します。

○子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や放課後児童クラブで障がい児を引き続き受け入れるとともに、障がい児の処遇向上を図ります。

資料編

1 平生町障がい者福祉基本計画策定委員会設置規則

○平生町障がい者福祉基本計画策定委員会設置規則

令和4年10月20日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和33年平生町条例第7号)第2条の規定に基づき、平生町障がい者福祉基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく障がい者福祉基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障がい福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障がい児福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 障がい福祉関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特に必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 平生町障がい者福祉基本計画策定委員会

策定委員

所属	役職	氏名
ながやす介護ステーション	相談支援専門員	長安 秀明
ワークショップ未来	職業指導員	山脇 弘嗣
障害児通所施設 あおぞら	児童支援員	山本 由紀
平生町社会福祉協議会	福祉活動専門員	米津 絵里
虐待防止センター	相談支援専門員	久保 ゆかり
平生町町民福祉課 こども班	主査保健師	隅田 明子

事務局

所属	役職	氏名
平生町町民福祉課	課長	淵上 万理子
平生町町民福祉課	課長補佐	岡本 治典
平生町町民福祉課地域福祉班	班長	河内 美穂
平生町町民福祉課地域福祉班	主任主事	園崎 宏史
平生町町民福祉課地域福祉班	主事	河村 忠敏

3 用語の説明

ア行	
育成医療	身体に障がいのある児童（18歳未満）で、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供され、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費を支給する制度。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。または、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児。
カ行	
更生医療	身体障がい者（18歳以上）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供され、更生のために必要な自立支援医療費の支援を行う制度。
ことばの教室	言語に障がいのある児童に対する指導・訓練や保護者に対する助言・指導を行う。
サ行	
社会福祉協議会	社会福祉法に規定され、公私関係者の参加協力を得て、組織的活動を行い、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。市町村の全てに設置され、福祉活動専門員が配置されている。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある子ども。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。障がいの程度により1級から7級の等級が記載される。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づいて交付され、各種支援策を受ける者であることを確認する証票。統合失調症、躁うつ病、中毒性精神病等が対象となる。障がいの程度により1級から3級の等級が記載される。
精神通院医療	統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。
成年後見制度	家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、判断能力が十分でない人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するため、財産管理等を行う制度。
タ行	
地域活動支援センター	地域で暮らす障がい者等の日常生活の相談や支援・地域交流活動などを行うことにより、地域での自立及び社会参加の促進を図る施設。

地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づく計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体防災上重要な施設の管理者（企業等）、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地震災害への対処に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧実施等の地震災害への対処に関する措置を定めたもの。
ナ行	
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。令和6年4月1日現在、厚生労働省が指定する指定難病は341疾に拡大されている。
ノーマライゼーション	障がい者等を特別視するものではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。
ハ行	
発達障がい	平成26年に発達障害者支援法が施行された。発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。
バリアフリー	障がい者等が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者等の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。
ヤ行	
山口障害者職業センター	就職を希望している人の相談・職業能力評価を行うとともに、職業生活に必要な労働習慣を身につけるための訓練を行い、障がい者の就職の促進と職場への適応を援助するための施設で、県内では防府市に設置されている。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
ラ行	
ライフステージ	人の一生を乳幼児期、学齢期、成年期などに分けたそれぞれの段階。
リハビリテーション	障がい者等の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者等のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者等の自立と参加を目指す考え方。

療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判断された者に対して交付される証票。知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とする。交付される手帳には、障がいの程度により重度の場合は「A」、中度・軽度の場合は「B」と記載される。
------	--

**第3次平生町障がい者福祉基本計画
第7期平生町障がい福祉計画
第3期平生町障がい児福祉計画**

令和6年3月 発行

発行:平生町

編集:町民福祉課 地域福祉班

住所:〒742-1195

山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

TEL:0820-56-7113
